

議案大八八号

敗産区敗産処分について
左記の通り敗産区敗産を処分するものとする。

記

一 処分する敗産の所在地 三朝町大字田代字高丸七〇〇番八

二 面積 約七町歩

三 樹種 松(四十年生約三〇〇〇石)

四 処分の理由 学校施設の整備及び公共事業費に充てるため。

昭和三十四年十二月二十五日提出

三朝町長 坂玄雅己

昭和三十四年十二月二十五日承認

三朝町議会議長 加藤 幸太郎



原案可決